

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 6 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

記

- 1 . 協議の場を設けた区域の範囲
三重町金田地区（更新）
- 2 . 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 2 月 24 日
- 3 . 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
- 4 . 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 . 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 . 地域農業の将来のあり方
 - ・中心経営体を中心に、規模縮小する農家や離農する農家の農地を借り受け、米・麦・大豆等の作付を行いながら、農地の保全を図る。
 - ・中心経営体同士の農地の利用については、十分協議をして調整する。
 - ・農地の出し手となる者についても集落営農の一員として草刈作業等に協力する。
 - ・集落の担い手不足の解消のため、新規就農や後継者の育成を地域を挙げて図る。